

販売物件明細書

香川 森林管理事務所

- 1(物件番号) 第1号
- 2(物件所在地 香川県綾歌郡綾川町粉所東
及び国有林名等) 綾川町官行造林1林班い小班
- 3(伐採方法) 皆伐
- 4(面積) 0.07ha
- 5(林齢) 69年生

6(物件の種類)

樹種	本数	材積 (m3)	備考
スギ	53	33.74	
低質材 N	5	1.65	
計	58	35.39	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

- 8(搬出期間) 6ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

土砂流出防備保安林
鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

11(特記事項)

- ①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
- ②当該物件は、治山工事に伴う支障木です。立木の伐採及び搬出に当たっては、事業を実行する治山工事請負事業者と事前に連絡調整の上、行うこと。
- ③搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ④周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ⑤高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ⑥区域周辺の境界標識を損傷した場合は、指示に従い修繕すること。
- ⑦民有林地内に支障木が発生する場合は、予め地権者と協議すること。
- ⑧道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑨末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑩林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑪当該区域及び周辺区域は保安林です。形質変更行為には作業許可等の手続きが必要です。なお、土場の設置及び使用について、地権者及び治山工事請負事業者との調整を要する場合があります。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、香川森林管理事務所業務グループまでご連絡ください。
(香川森林管理事務所:087-866-6622)

13(その他)

当該物件は官行造林です。別紙「分収造林・官行造林箇所の立木販売における特約事項」を熟知のうえ、入札してください。

立木物件位置図 (売払番号1号)

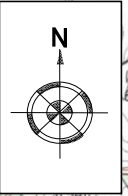
綾川町官行造林1林班い小班

面積 0.07 ha

凡例 売払区域 (皆伐)



縮尺: 20,000分の1




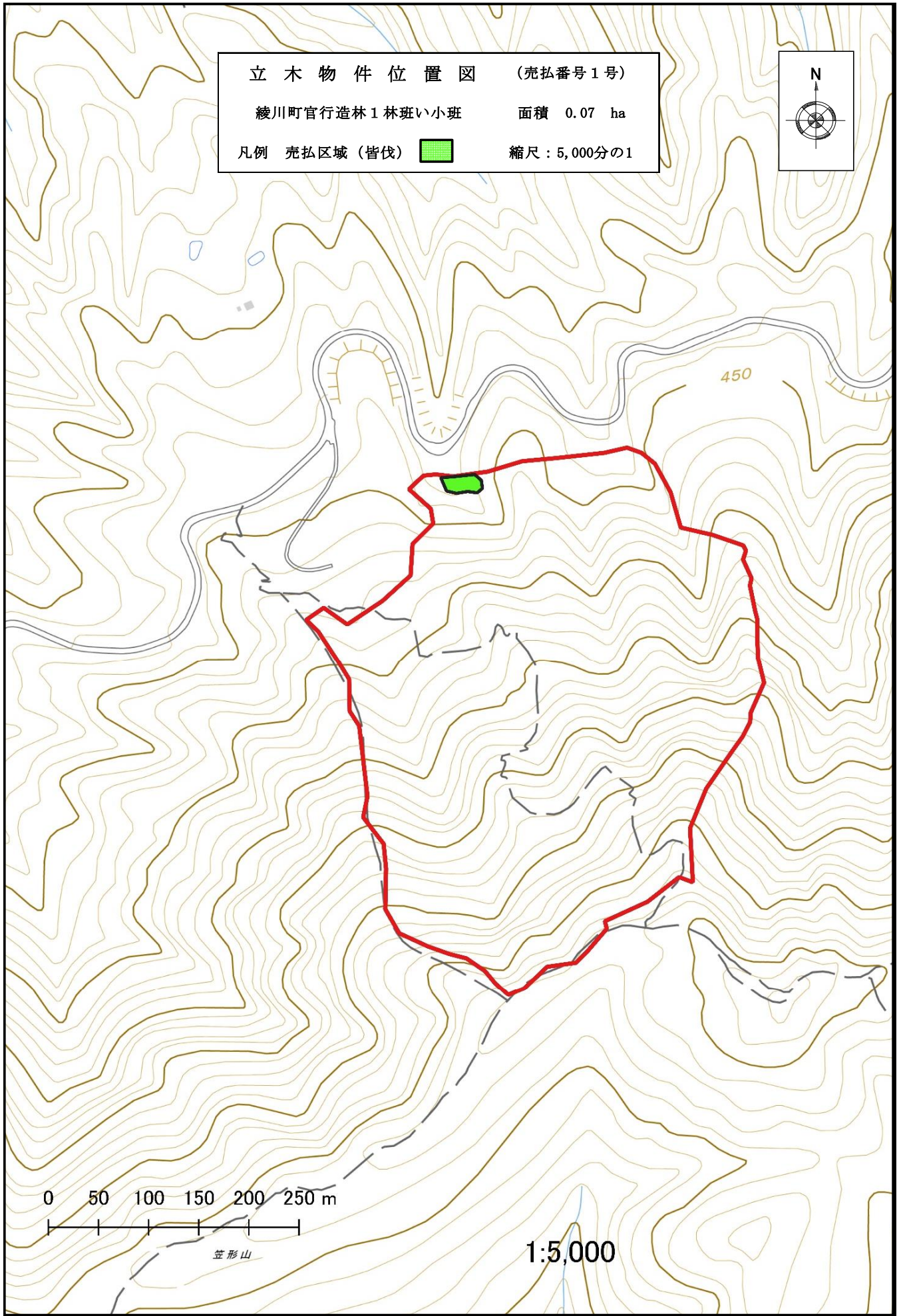
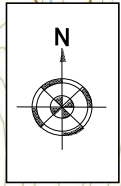
綾川町官行造林地

美合

重信・肱川広域流域
香川森林計画区

仲多度郡

立木物件位置図 (売払番号1号)
綾川町官行造林1林班い小班 面積 0.07 ha
凡例 売払区域(皆伐)  縮尺: 5,000分の1



0 50 100 150 200 250 m

笠形山

1:5,000